

防府市就労準備支援事業実施要綱

令和8年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、防府市が実施する同法3条第4項の生活困窮者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、防府市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業を適切に運営ができると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に、事業の全部又は一部を委託により実施することができる。

(本事業の対象者)

第3条 本事業の対象者は、防府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年3月26日制定）第5条の規定による相談支援の申込みをした者であって、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 本事業の利用を申請した日に属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
 - (2) 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。
 - (3) 1年を基本とした計画的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要であること。
- 2 前項の規定に関わらず、市長は、特に必要と認める者を本事業の対象にすることができる。

(支援内容)

第4条 本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成、評価及び見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援 社会生活を送るため、適切な生活習慣の形成を促す。
- (3) 社会生活自立に関する支援 社会生活を送るために必要な社会的能力の形成を促す。
- (4) 経済的自立に関する支援 就労体験の機会の提供等を行いつつ、就労に向けた経験や知識を積み重ねる。

(支援期間)

第5条 前条の支援は、同一者に対して1年を超えて実施しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者に対するアセスメントの状況をふまえ、市長が特に必要と認める場合は、1年を超えて実施することができる。

(職員の配置)

第6条 本事業の実施に当たって、就労準備支援を行う担当者（以下、「就労準備支援担当者」という。）を配置するものとする。

- 2 就労準備支援担当者は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

(留意事項)

第7条 本事業の実施に当たっては、厚生労働省が示す「就労準備支援事業の手引き」及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルを参照するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 関係機関との個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。